

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 0 号
件 名	白根北部工業団地開発事業に対する工業用地環境整備事業補助金交付の差止めを求めることについて
要 旨	<p>工業団地開発行為について、令和2年6月1日に開催された新潟市都市計画審議会で、令和2年5月15日に工事完了届が提出された白根北部工業団地用地が、市街化調整区域から市街化区域への変更が可決されました。旧白根市時代の線引きなどが絡んでいるようですが、その後新潟市への合併後に線引きされて、この用地は市街化調整区域です。今は、開発工事が終わって、農地から工業団地に変わっています。この用地は市街化調整区域につき、工業団地開発のためには、市街化区域へ変更後に、開発者が用地を購入して工業団地開発工事にかかるべきものと思われませんが、廣瀬・白根不動産が用地を購入したわけでもなく、市街化調整区域のまま工事が行われ、完了しています。</p> <p>工業団地開発は、都市計画法に沿って行われるものと思いますが、本来、開発工事ができないものを先に工事してしまい、後づけの、勝手な法解釈をしているようです。このような、違法性を持ったような工業団地開発工事に、工業用地環境整備事業補助金(5,000万円)が交付されることになりそうです。</p> <p>工業用地環境整備事業補助金制度について、当開発工事は平成31年2月15日に許可になり、同年3月22日に起工式が行われています。当然、新潟市の審査があつての許可です。このときには、この開発工事に補助金制度はありません。資金計画から、何から何までの計画を立てての、採算を考慮しての開発許可申請であり、新潟市がこの申請を審査して許可をしたものです。補助金がなくても、十分に採算が合う許可申請、許可のはずです。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和2年6月22日 文教経済常任委員会
受 理	令和2年6月12日 第127号

この開発工事着手後に、8地区の工業団地地権者代表から開発行為支援要望書が提出され、市長が受け取って、議会に諮り、同補助金制度が制定されました。これは後づけです。この制度に基づいて、廣瀬・白根不動産が同補助金交付指定申請書を提出し、新潟市から同補助金交付指定通知書が交付されています。

しかし、都市計画法の後づけの法解釈や、後づけで補助金制度が制定されても、廣瀬・白根不動産は採算が取れる事業であり、新潟市の今年度期首1兆298億円の莫大な借金を考慮して、工業用地環境整備事業補助金(5,000万円)交付は差し止めるべきではないでしょうか。国の総理大臣が、コロナ禍で一度決めた30万円の給付金を、国民一律10万円の給付金に改めた事例もあります。

については、新潟市の1兆298億円の莫大な借金に鑑み、補助金の交付がなくても採算が合う事業である白根北部工業団地開発事業への補助金(5,000万円)の交付は差し止めることを求め陳情いたします。